

武蔵野音楽大学大学院学則

令和8年度

武蔵野音楽大学

武蔵野音楽大学大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）大学院は、本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化芸術の進展に寄与することを目的とする。

(所 在)

第2条 本学大学院は、東京都練馬区羽沢1丁目13番1号にこれを設置する。

(研究科及び課程)

第3条 本学大学院に音楽研究科を置き、これを博士課程とする。

- 2 前項の博士課程は、前期2年の博士前期課程（修士課程、以下「修士課程」という。）及び後期3年の博士後期課程に区分する。

(各課程の目的)

第4条 修士課程は、学士課程の教育成果の上に立ち、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）に基づき、音楽芸術についての深い学識と技術を授け、音楽家又は音楽研究者として必要な高度の能力を備えた人材の育成を目的とする。

- 2 博士後期課程は、音楽芸術の分野について広い視野に立ち、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）に基づき、その理論及び技術をさらに深く教授研究し、その深奥を究め、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な能力を備えた音楽家又は音楽研究者を養成することを目的とする。

- 3 修士課程の各専攻の目的は、別表第Ⅲにこれを定める。

(内部質保証)

第5条 本学大学院の目的を達成するために、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行うものとする。

- 2 自己点検・評価にあたって必要な事項については、別にこれを定める。
- 3 自己点検・評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上に努める。

第2章 組織及び入学定員等

(専攻及び入学定員等)

第6条 音楽研究科の各課程に次の専攻を置き、その入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

課 程	専 攻	入学定員 (人)	収容定員 (人)
修 士 課 程	器 楽 専 攻	29	58
	声 楽 専 攻	20	40
	作 曲 専 攻	2	4
	音 楽 学 専 攻	4	8
	音 楽 教 育 専 攻	10	20
	計		65
博 士 後 期 課 程	音 楽 専 攻	10	30
	計	10	30

2 前項の博士後期課程は、次の研究領域にこれを区分する。

- (1) 器楽
- (2) 声楽
- (3) 作曲
- (4) 音楽学
- (5) 音楽教育

(標準修業年限)

第7条 修士課程の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

2 博士後期課程の修業年限は3年とし、5年を超えて在学することはできない。

第3章 学年及び授業科目

(学年、授業期間及び学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は35週にわたることを原則とし、学期は学年を前期と後期の2期に分ける。詳細は、当該年度の学事暦において定める。

(授業科目及び単位数)

第9条 各課程の授業科目及び単位数は、別表第Iにこれを定める。

(履修の方法、学修の評価及び修得単位数の認定)

第10条 履修の方法、成績評価及び修得単位の認定については、別にこれを定める。

(授業の形態)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(修士課程における入学前の既修得単位の認定)

第11条 修士課程にあつては、研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院等において修得した単位を、本学大学院における授業科目として修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。

第4章 課程修了の要件等

(修士課程の修了要件)

第12条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。

- 2 修士の学位論文等の審査及び試験の細目については、研究科規則にこれを定める。

(博士後期課程の修了要件)

第13条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者について、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士の学位論文等の審査及び試験の細目については、研究科規則にこれを定める。

(課程修了の認定)

第14条 修士課程及び博士後期課程の修了認定は、研究科委員会の意見を聴取し、学長がこれを行う。

第5章 学 位 等

(学位の授与)

第15条 修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を授与する。

(学位の種類等)

第16条 本学大学院において授与する学位の種類及びこれに付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程の器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻又は音楽教育専攻を修了した者にあつては、修士(音楽)とする。
- (2) 修士課程の音楽学専攻を修了した者にあつては、修士(音楽学)とする。
- (3) 博士後期課程の音楽専攻において、研究領域を器楽、声楽、作曲又は音楽教育として修了した者にあつては、博士(音楽)とする。

- (4) 博士後期課程の音楽専攻において、研究領域を音楽学として修了した者にあつては、博士(音楽学)とする。
- 2 本条及び前条に定めるもののほか、学位の授与に関しては、本学学位規則にこれを定める。

(教育職員免許状)

第17条 本学大学院においては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める要件を充足した場合、中学校教諭専修免許状(音楽)及び高等学校教諭専修免許状(音楽)の各教育職員免許状を取得することができる。

第6章 入学、学籍の異動、賞罰等

(修士課程の入学資格)

第18条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当した者でなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(博士後期課程の入学資格)

第19条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当した者でなければならない。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

（入学の許可及び入学の時期）

第20条 入学者選抜に合格し、所定の入学手続を完了した者に対して、入学を許可するものとする。

2 入学の時期は、学年の始めとする。

（休学）

第21条 病気又はその他の事由で引き続き2ヶ月以上修学できない者が休学しようとする場合は、その事由を記して連帯保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 休学の期間は、修士課程及び博士後期課程いずれにあっても、それぞれ通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間にこれを算入しない。

（復学）

第22条 休学の事由が止んだときは、休学許可期間中でも願い出て、その許可を得て復学することができる。

（退学）

第23条 病気その他の事由で退学しようとする場合は、その事由を記して連帯保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

（再入学）

第24条 願によって退学した者、又はやむを得ない事由によって除籍された者が、再入学を願い出た場合は、退学又は除籍の時から2年以内の者に限り、選考の上相当年次に再入学を許可することがある。

（表彰）

第25条 学生として表彰に値する行為があった者は、これを表彰することがある。

（除籍）

第26条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 修士課程にあつては、在学期間が4年を超えた者
- (2) 博士後期課程にあつては、在学期間が5年を超えた者

- (3) 第21条第2項に定める休学期間を超えてもなお復学しない者
- (4) 督促を受けてもなお授業料等の納付金を納入しない者
- (5) 死亡又は行方不明の者

(懲 戒)

第27条 学長は、学生が本学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行った場合、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手続については、別にこれを定める。

(裁 定)

第28条 退学（懲戒による退学を除く）、再入学、除籍及び表彰は、必要に応じ研究科委員会の意見を聴取し、学長がこれを行う。

第7章 研究科委員会

(研究科委員会の目的等)

- 第29条 本学大学院の教育方針に基づき、教育研究上の必要な事項について学長が決定を行うにあたり意見を求めるため、研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会については、別にこれを定める。

第8章 学 費 等

(学費及びその他の費用)

- 第30条 入学検定料、入学金、授業料、受講料及び施設費等は別表第Ⅱにこれを定める。
- 2 休学等の者の授業料及び施設費の納付については、細則にこれを定める。

第9章 本学学則の準用

(本学学則の準用)

- 第31条 本学則に定めのない事項に関しては、本学学則を準用する。

第10章 そ の 他

(学 則 の 変 更)

- 第32条 本学則の変更は、理事会の議を経て理事長が行う。

- 附 則 本規則は昭和44年4月1日から施行する。
- 中 略
- 附 則 本規則は昭和60年4月1日から施行する。本規則施行の際、現に在学する学生については第7条、第22条及び第41条の規定にかかわらずなお従前の例による。(学生定員の増加、納付金の改訂)
- 中 略
- 附 則 本規則は平成9年4月1日から施行する。ただし、第16条第2号については平成8年度入学者から適用し、第22条及び第41条については本規則施行の際現に在学する学生について、なお従前の例による。(学位の名称変更(音楽学専攻)、納付金の改訂)
- 中 略
- 附 則 本学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、本学則施行の際、現に在学する学生については第1条、第7条、第22条、第34条、第41条及び第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。(規定の名称の変更(大学院規則から大学院学則)、自己点検評価の位置づけ、学生定員の増加、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成16年4月1日から施行する。(博士後期課程設置に伴う改訂)
- 附 則 本学則は平成17年4月1日から施行する。ただし、本学則施行の際、現に在学する学生については第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。(納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、本学則施行の際、現に在学する学生については第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。(納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成19年4月1日から施行する。ただし、第30条の2については本学則施行の際、現に在学する学生について適用する。また、第34条については本学則施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。(教員組織、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成20年4月1日から施行する。ただし、本学則施行の際、別表第I 音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表のうち音楽学専攻について、現に在学する学生について適用する。また、第34条については本学則施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。(納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成21年4月1日から施行し、平成21年度の入学生から適用する。なお、現に在学する学生については、第18条、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。(修士課程の入学資格、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成22年4月1日から施行し、平成22年度の入学生から適用する。なお、本学則施行の際、別表第I 音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表のうち音楽学専攻の副専攻実技については、現に在学する学生についても適用する。(別表第I 音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成23年4月1日から施行し、平成23年度の入学者から適用する。なお、現に在学する学生については、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。(別表第II 大学院納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成24年4月1日から施行し、平成24年度の入学者から適用する。なお、現に在学する学生については、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。(別表第II 大学院納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成25年度から施行し、平成25年度の入学者から適用する。
- 附 則 本学則は平成26年4月1日から施行し、平成26年度の入学者から適用する。

- 附 則 本学則は平成27年4月1日から施行する。(課程修了の認定、懲戒、裁定、研究科委員会の目的、組織、研究科委員会の招集、議長、研究科委員会の審議事項等、研究科委員会の成立に係る改訂)
- 附 則 本学則は平成29年4月1日から施行し、平成29年度の入学者から適用する。
なお、ヴィルトゥオーゾコースの名称は現に在学する学生にも適用する。(学年及び学期、コースの名称の変更(ヴィルトゥオーゾコースからヴィルトゥオーゾコース)、別表第Ⅰの一部改訂)
- 附 則 本学則は平成30年4月1日から施行し、平成30年度の入学者から適用する。
なお、第8条、及び別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表における授業科目名称の表記については、現に在学する学生にも適用する。
(学年及び学期、別表第Ⅰの一部改訂)
- 附 則 本学則は平成31年4月1日から施行し、平成31年度の入学者から適用する。
なお、現に在学する学生については、第6条第1項、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。(入学定員等、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は令和2年4月1日から施行し、令和2年度の入学者から適用する。
なお、現に在学する学生については、第21条、第23条、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。ただし、別表第Ⅰ音楽研究科(博士後期課程)授業科目・単位表については現に在学する学生についても適用する。
(連帯保証人、別表第Ⅰ音楽研究科(博士後期課程)授業科目・単位表、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は令和3年4月1日から施行する。
なお、現に在学する学生については、第9条(別表第Ⅰ)、第11条の規定にかかわらず、従前の例による。
(文言整理、授業の形態の新設、修士課程における入学前の既修得単位の認定、別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表の改訂)
- 附 則 本学則は令和4年4月1日から施行し、令和4年度の入学生から適用する。
(規則名称の変更、研究科委員会に係る条文を別に定めたことによる条の繰り上げ、学則の変更の新設)
- 附 則 本学則は令和5年4月1日から施行し、令和5年度の入学生から適用する。
(各課程の目的、修士課程の入学資格、別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表の改訂、及び別表第Ⅲ修士課程の各専攻の目的の新設)
- 附 則 本学則は令和6年4月1日から施行し、令和6年度の入学生から適用する。
なお、現に在学する学生については、第4条、第5条、第8条、第9条(別表第Ⅰに定める楽曲研究表現演習及び指揮ⅠⅡを除く)、第30条の規定にかかわらず、従前の例による。(各課程の目的、内部質保証、学年、授業期間及び学期、別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表、別表第Ⅱ大学院納付金入学検定料、別表第Ⅲ修士課程の各専攻の目的の改正)
- 附 則 本学則は令和7年4月1日から施行し、令和7年度の入学生から適用する。
なお、現に在学する学生については、第9条(別表第Ⅰに定める器楽専攻器楽コース及びヴィルトゥオーゾコース(管楽器・打楽器・弦楽器)合奏研究)、第12条の規定にかかわらず、従前の例による。(修士課程の修了要件、学費及びその他の費用、別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表、別表第Ⅱ大学院納付金の改正)
- 附 則 本学則は令和8年4月1日から施行する。
(修士課程の入学資格、博士後期課程の入学資格、入学の許可及び入学の時期、別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表、別表第Ⅱ大学院納付金の改正)

別表第Ⅰ 音楽研究科(修士課程) 授業科目・単位表

器楽専攻

器楽コース(有鍵楽器)

科目		履修年次		随 意	計
		1 年	2 年		
必修 科目	専攻研究 実技Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	修士論文 演習		4		4
	----- 楽曲研究表現演習				
	作品研究Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	修士論文基礎	4			4
選 択 科 目	伴奏法研究Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	作品分析演習Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	有鍵楽器音楽史(ピアノ)			4	4
	----- 有鍵楽器音楽史(オルガン)				
	合奏研究(室内楽)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究			4	4
	楽書講読(英語)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	----- 楽書講読(ドイツ語)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		12
	----- 楽書講読(イタリア語)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	通奏低音研究			4	4
器楽(副科)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4	
声乐(副科)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4	

器楽専攻

器楽コース(管楽器・打楽器・弦楽器)

科目		履修年次		随 意	計
		1 年	2 年		
必修 科目	専攻研究 実技Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	修士論文 演習		4		4
	----- 楽曲研究表現演習				
	作品研究Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	修士論文基礎	4			4
選 択 科 目	作品分析演習Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	合奏研究(管楽合奏)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	----- 合奏研究(室内管弦合奏)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		16
	----- 合奏研究(管弦合奏)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	----- 合奏研究(室内楽)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	指揮Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究			4	4
	楽書講読(英語)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	----- 楽書講読(ドイツ語)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		12
	----- 楽書講読(イタリア語)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	器楽(副科)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
声乐(副科)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4	

器楽専攻

ピアノコラボレィティヴアーツコース

履修年次		1	2	随	計
		年	年		
必修科目	専攻研究 実技 I・II	I 4	II 4		8
	修士論文 演習		4		4
	楽曲研究表現演習		4		4
	専攻実技演習 I・II	I 2	II 2		4
	修士論文基礎	4			4
選択科目	作品分析演習 I・II	I 4	II 4		8
	有鍵楽器音楽史(ピアノ)			4	4
	有鍵楽器音楽史(オルガン)			4	4
	ピアノ独奏技術 I・II	I 2	II 2		4
	合奏研究(室内楽) I・II	I 2	II 2		4
	指揮 I・II	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習 I・II	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究			4	4
	楽書講読(英語) I・II	I 2	II 2		12
	楽書講読(ドイツ語) I・II	I 2	II 2		
	楽書講読(イタリア語) I・II	I 2	II 2		
	通奏低音研究			4	4
	発音法研究 2カ国語				4
	発音法研究(ドイツ語)			2	
	発音法研究(イタリア語)			2	
	発音法研究(フランス語)			2	
	歌曲史			2	2
	歌劇史			2	2
	器楽(副科) I・II	I 2	II 2		4
声楽(副科) I・II	I 2	II 2		4	

声楽専攻

声楽コース

履修年次		1	2	随	計
		年	年		
必修科目	専攻研究 実技 I・II	I 4	II 4		8
	修士論文 演習		4		4
	楽曲研究表現演習		4		4
	作品研究				4
	ドイツ系作品 I・II	I 2	II 2	}	
	イタリア系作品 I・II				
修士論文基礎	4			4	
選択科目	重唱研究				4
	歌曲重唱 I・II	I 2	II 2	}	
	歌劇重唱 I・II				
	オペラ I・II	I 2	II 2		4
	発音法研究 2カ国語				4
	発音法研究(ドイツ語)			2	
	発音法研究(イタリア語)			2	
	発音法研究(フランス語)			2	
	歌曲史			2	2
	歌劇史			2	2
	室内合唱 I・II	I 2	II 2		4
	指揮 I・II	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習 I・II	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究			4	4
	楽書講読(英語) I・II	I 2	II 2		12
楽書講読(ドイツ語) I・II	I 2	II 2			
楽書講読(イタリア語) I・II	I 2	II 2			
器楽(副科) I・II	I 2	II 2		4	

声楽専攻

ヴィルトゥオーゾコース(声楽)

科 目		履修年次		随 意	計
		1 年	2 年		
必修科目	専攻研究 実技(ヴァイオリン) I・II	I 6	II 6		12
	作品研究 ドイツ系作品 I・II ----- イタリア系作品 I・II	I 2	II 2	} 択一	4
	修士論文基礎				
	重唱研究 歌曲重唱 I・II ----- 歌劇重唱 I・II	I 2	II 2	} 択一	4
	オペラ I・II				
発音法研究 2ヵ国語				4	
選択科目	発音法研究(ドイツ語)			2	
	発音法研究(イタリア語)			2	
	発音法研究(フランス語)			2	
	歌曲史			2	2
	歌劇史			2	2
	室内合唱 I・II	I 2	II 2		4
	指揮 I・II	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習 I・II	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究			4	4
	楽書講読(英語) I・II ----- 楽書講読(ドイツ語) I・II ----- 楽書講読(イタリア語) I・II	I 2	II 2		12
	器楽(副科) I・II			I 2	II 2

作曲専攻

科 目		履修年次		随 意	計	
		1 年	2 年			
必修科目	専攻研究 実技 I・II	I 4	II 4		8	
	修士論文 演習		4		4	
	作品研究 I・II	I 4	II 4		8	
	修士論文基礎	4			4	
選択科目	作品分析演習 I・II	I 4	II 4		8	
	作曲技法演習 I・II	I 2	II 2		4	
	副専攻実技 I・II	I 2	II 2		4	
	指揮 I・II	I 2	II 2		4	
	指揮法			4	4	
	音楽理論演習 I・II	I 2	II 2		4	
	音楽史特殊研究			4	4	
	楽書講読(英語) I・II ----- 楽書講読(ドイツ語) I・II ----- 楽書講読(イタリア語) I・II	I 2	II 2		12	
	器楽(副科) I・II			I 2	II 2	4
	声楽(副科) I・II			I 2	II 2	4

音楽学専攻

音楽教育専攻

科目		履修年次		随 意	計
		1 年	2 年		
必修 科目	専攻研究Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	総合演習Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	修士論文基礎	4			4
選 択 科 目	音楽学研究				16
	西洋 (講義)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		
	西洋 (演習)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		
	(講義)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		
	(演習)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		
	日本 (講義)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		
	日本 (演習)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		
	演奏研究				12
	西洋古楽実習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	雅楽実習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	箏実習Ⅰ・Ⅱ	I 2	I 2		
	特別講義	4			4
	副専攻実技Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮法				4
	音楽理論演習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
器楽(副科)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4	
声楽(副科)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4	

科目		履修年次		随 意	計
		1 年	2 年		
必修 科目	専攻研究Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	総合演習Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	修士論文基礎	4			4
選 択 科 目	音楽教育研究			4	4
	音楽教育文献研究			4	4
	特別講義			4	4
	副専攻実技Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究			4	4
	楽書講読(英語)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	楽書講読(ドイツ語)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		12
	楽書講読(イタリア語)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		
	器楽(副科)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	声楽(副科)Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4

音楽研究科(博士後期課程) 授業科目・単位表

音楽専攻

履修区分	授業科目	単位数			研究領域区分	修了要件 単位数
		1年次	2年次	3年次		
研究領域共通必修科目	研究領域研究指導	(単位は付与しない)			全領域	
	研究領域論文演習		2		全領域	2
研究領域別必修科目	演奏法特別研究Ⅰ		2		器楽・声楽	2
	作品研究		2		作曲	
	音楽学総合研究		2		音楽学	
	音楽教育総合研究		2		音楽教育	
研究領域共通選択科目	演奏法特別研究Ⅱ		2		各研究領域研究指導教員の指導を受けて、在学中に3科目(6単位)以上を選択し履修する。	6
	指揮法実技研究		2			
	ソルフェージュ特殊講義		2			
	音楽理論特殊講義		2			
	西洋音楽史特殊講義		2			
	日本・民族音楽特殊講義		2			
	音楽美学特殊講義		2			
	文献演習Ⅰ		2			
	文献演習Ⅱ		2			
	文献演習Ⅲ		2			
	発音法特別研究Ⅰ		2			
	発音法特別研究Ⅱ		2			
発音法特別研究Ⅲ		2				

別表第Ⅱ 大 学 院 納 付 金 (第30条関係)

入学検定料	音楽研究科(修士課程)	器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の各専攻		42,000円
		器楽・声楽専攻：ヴァルトウオーゾコース		47,000円
		器楽専攻：ピアノ・クラホレティヴァーツコース		42,000円
		併願	ヴァルトウオーゾコースとの併願	
	ピアノ・クラホレティヴァーツコースとの併願		42,000円	
音楽研究科(修士課程) 外国人留学生	40,000円			
	20,000円 (外国人留学生入学者選抜において、器楽、声楽コースに合格した者がヴァルトウオーゾコースを受験する場合)			
音楽研究科(博士後期課程)	42,000円			

音楽研究科 (修士課程) 学生納付金	種 別	納 付 金 額	
		入 学 金(入学時のみ)	350,000円(本学音楽学部出身者は150,000円)
	施 設 費(年額)	220,000円	
	授 業 料(年額)	ヴァルトウオーゾコース以外	1,220,000円
		ヴァルトウオーゾコース	1,270,000円
	受 講 料(年額)	器楽(副科) I	96,000円
		声楽(副科) I	96,000円
		器楽(副科) II	96,000円
		声楽(副科) II	96,000円

音楽研究科 (博士後期課程) 学生納付金	種 別	納 付 金 額	
	入 学 金(入学時のみ)	250,000円(本学大学院修士課程出身者は50,000円)	
	施 設 費(年額)	220,000円	
	授 業 料(年額)	1,200,000円	

別表第三 修士課程の各専攻の目的（第4条第3項関係）

器楽専攻	<p>器楽専攻では、各専攻楽器の演奏技術をさらに練磨し、より深い表現の可能性の探究を通して、演奏家、指導者として、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。</p> <p>器楽コースでは、奏法・楽曲分析・音楽史・文化史等に関するさまざまな研究を行い、毎年度、公開の演奏試験を受けるとともに、自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成する(外国人留学生は修士論文または曲目解説の作成)。これらを通して専門的かつグローバルな視野を持つ演奏家や指導者として高い完成を目指すことを目的とする。</p> <p>ヴィルトゥオーゾコースでは、修士論文の作成に代わり、毎年度、リサイタル形式の演奏試験を受験する。長時間の専攻実技レッスンに加え、複数の教員による多角的な指導を通して、演奏家としてより高い完成を目指すことを目的とする。</p> <p>ピアノコラボレイティブアーツコースでは、アンサンブルを行うピアニストとしての専門的知識・技術を多角的な視野から研究し、毎年度、公開の演奏試験を受けるとともに、自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成する(外国人留学生は修士論文または曲目解説の作成)。担当教員全員と学生による専攻実技演習や公開コンサートでの成果発表を通して、コラボレイティブピアニストとしてより高い完成を目指すことを目的とする。</p>
声楽専攻	<p>声楽専攻では、高度な演奏技術の確立と、歌曲・オペラ演習での幅広い表現法の探究を通して、声楽家、指導者として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。</p> <p>声楽コースでは、作品研究・発音法研究等でより深い知識を追求し、毎年度、公開の演奏試験を受けるとともに、自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成する(外国人留学生は修士論文または曲目解説の作成)。これらを通して専門的かつグローバルな視野を持つ声楽家や指導者として高い完成を目指すことを目的とする。</p> <p>ヴィルトゥオーゾコースでは、修士論文の作成に代わり、毎年度、リサイタル形式の演奏試験を受験する。長時間の専攻実技レッスンに加え、複数の教員による多角的な指導を通して、声楽家としてより高い完成を目指すことを目的とする。</p>
作曲専攻	<p>作曲専攻では、本専攻独自のカリキュラムである作品分析、作曲技法演習等の講座で高度な音楽理論の技術を研究する。また、作曲法のレッスンを通して多種多様な曲種の作品を、自らの個性を十分理解して書き上げ、公開演奏会等で発表を行い、その創作能力の向上を図る。修了作品の提出(作品試験)とともに自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成し、これらを通して専門的かつグローバルな視野を持つ作曲家として、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。</p>
音楽学専攻	<p>音楽学専攻では、時代、地域、民族等により異なる多様な音楽をより深く調査・研究するために、講義と演習により、音楽史、音楽美学、音楽理論、民族音楽学、音楽人類学等について、さらに高度な専門的知識や技能を修得する。また、副専攻実技や音楽理論演習を通して演奏実践や音楽理論に関する理解の向上を図る。専攻研究において自ら設定した研究テーマに沿って修士論文を作成し、その研究成果を学会や演奏会企画等で積極的に社会に発信し、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。</p>
音楽教育専攻	<p>音楽教育専攻では、音楽教育研究・音楽教育文献研究・特別講義等の歴史的・教育学的研究を通して、音楽が人間形成や文化の発展に寄与する役割を深く認識し、その実現を目指す実践的な能力の向上を図る。また、専攻研究では自ら設定したテーマに沿って修士論文を作成し、総合演習では討議や発表により、テーマを深く考察する能力を養う。これらを通して音楽教育に関する高度な専門的知識と実践的能力を修得し、教育家、研究者として、指導的立場で文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。</p>